

学生番号								憲法基礎演習	12	
学籍	学科			年	氏名					

第 12 回の資料を読んだうえで、以下の問いに答えて、第 12 回の演習の際に提出してください（提出物は返却しないので、必要があれば控えをとっておいてください）。

1. 都道府県知事は、特措法（新型インフルエンザ等対策特別措置法）24 条 9 項に基づき、飲食店や大規模集客施設に対して、営業時間の短縮等の協力を要請できるが、これはどのような理由から正当化されるか（あるいは、されないのか）。この協力要請は、憲法 22 条 1 項・29 条等に違反するか。
  
2. 都道府県知事は、緊急事態宣言下では、酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等に対して、特措法 45 条 2 項（施設の使用制限等の要請）に基づく休業ないし営業時間の短縮等の要請を行ったが、その憲法適合性をどう考えるか。また、要請に従わない飲食店等に対して、45 条 3 項に基づき休業ないし営業時間の短縮の命令が行われた。また、ごくわずかであるが、75 条に基づき過料に処された事業者もあった。これらについては、憲法上の問題はあるか。
  
3. 飲食店に対する休業ないし営業時間の短縮の要請は、公共のために私人の財産権を制限するものといえるか。また、それは「特別の犠牲」に当たるといえるか。
  
4. 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 19 条は、都道府県知事が、感染症患者に対して医療機関に 72 時間を超えない期間、入院するよう勧告することができるものとし（1 項）、この勧告に従わない場合には入院させることができる（3 項）が、その目的は何だと考えられるか。19 条 1 項・3 項に基づく入院の勧告・措置は、憲法上の問題はあるか。